

海上自衛隊仕様書			
物品番号等		仕様書番号	MHP-V-51028-13
名称	航空機部品(国産) 共通仕様書	防衛大臣承認年月日	
		作成年月日	昭和35年7月6日
		改正年月日	平成22年9月7日
		単位	
		海上幕僚監部装備部航空機課	

## 1 総則

### 1.1 適用範囲

適用範囲は、次による。

- a) この仕様書は、海上自衛隊が使用する航空機部品（国産）（以下、この部品という。）の調達に適用する一般的共通事項について規定する。
- b) この部品とは、航空機の機体又はエンジン等（BLC装置及びAPUを含む。）の構成部品、付属品等並びにそれらを構成する部品及び材料をいう。

### 1.2 用語及び定義

用語及び定義は、次による。

- a) **NDS (NATIONAL DEFENCE STANDARD)** 防衛省規格
- b) **DSP (DEFENCE SPECIFICATION)** 防衛省仕様書
- c) **技術補給資料** 補本装補第2072号別冊の第1編第2章第3節に定める技術補給資料
- d) **エイジ・コントロール (Age Control : 期限統制)** キュアリング、組立、検査等を行った日から使用されるまでの間、品質が劣化するおそれがある特定の品目について、要求される特性を保証させるため最大の期間を設定すること。
- e) **キュアリング (Curing : 加硫)** 合成ゴムの部品及び材料（以下、合成ゴム部品等という。）を製造又は修理する過程における加硫
- f) **シェルフ・ライフ・コントロール (Shelf Life Control : 保管期限統制)** 補給本部の定めた海上自衛隊航空機部品保管期限表に基づき、保管中に劣化又は発錆などにより品質が低下するおそれのある品目について、キュアリング、組立、受領検査などを行った日からその品目を本来の使用目的に支障なく使用し得る状態を維持するため、最大限の保管期限を指定し、これに伴う特定の検査、出荷などに関する業務統制
- g) **機能部品** 部品のうちそれ自体で基本的な機能を発揮することができ、ベンチテスト（機能部品を航空機に装着するのに先立ち、特殊架台に取り付けて実施する試験）等によりその機能、特性が判断できるもの。
- h) **初回試験** 仕様の細部が確定している装備品等を調達するにあたり、当該装備品等の品質を確保するため、初回製造の装備品等について要求する試験
- i) **契約担当官等** 契約担当官、分任契約担当官、契約担当官代理、分任契約担当官代理、支出負担行為担当官、分任支出負担行為担当官、支出負担行為担当官代理及び分任支出負担行為担当官代理
- j) **承認用図面等** 契約の相手方が、仕様書に基づいて作製した装備品等の製作に必要な図面（文章、写真等を含む。）及び見本（模型を含む。）であって、契約担当官等の承認を受けるために提出したもの。
- k) **承認図面等** 所定の手続きを経て契約担当官等の承認を受けた承認用図面及び承認用見本
- l) **技術変更の提案 (ECP)** 装備品等（プログラムを含む。）の性能、安全性、信頼性、整

備性、互換性、操作性、質量等に影響を及ぼす設計変更に関して当該装備品等の製造修理等に係わる業者が行う技術変更の提案

- m) **類別原資料** 物品の補給管理業務を有効、的確に実施するため、物品の特性、性能、形状、用途等を一定の基準に従って、分類、識別して当該物品に係わる品目名及び物品番号などの識別元を設定するための基礎資料を記載したものに、記入事項を確認できる会社の図面、仕様書、規格、カタログ等を添付したもの。
- n) **物品番号 (STOCK NUMBER)** 防衛省が定めた品目識別のための番号
- o) **監督官等** 監督官又は検査官

### 1.3 引用文書等

#### 1.3.1 一般事項

この仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなすものであり、入札書又は見積書の提出時における最新版とする。ただし、契約後当該文書に改正があった場合には、その適用について別途協議するものとする。

#### 1.3.2 引用文書

引用文書は、次による。

##### a) 規格

**MIL-STD-1523** AGE CONTROL OF AGE-SENSITIVE ELASTOMERIC MATERIAL

**NDS Z 8011** 角形銘板

##### b) 仕様書

**DSP Z 9000** 品質管理適用仕様書

**DSP Z 9008** 品質管理共通仕様書

**DSP Z 9004** 技術変更提案の様式

**MHP-V-56016** 航空機等輸入品検査共通仕様書

**MHP-V-62010** 航空機部品包装共通仕様書

##### c) 法令等

放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律（法律第167号。32.6.10）

入札及び契約心得（防衛庁装備本部公示第1号）

装備品等の製造設備等の認定に関する訓令（防衛庁訓令第44号）

装備品等の研究開発に関する訓令（防衛庁訓令第25号）

防衛秘密の保護に関する訓令（防衛省訓令第37号）

特別防衛秘密の保護に関する訓令（防衛省訓令第38号）

装備品等の類別に関する訓令（防衛省訓令第53号）

秘密保全に関する訓令（防衛省訓令第36号）

装備品等類別実施細則（次発装類第93号）

航空機部品の契約履行中における部品番号等の変更に関する事務処理要領（装備本部達第39号。18.7.31）

航空機等整備基準（海幕装備第5622号。10.12.8）

信頼性管理実施要領（補本装航第91号。10.12.8）

形態管理実施要領（補本装航第92号。10.12.8）

航空機等及び航空武器等の技術刊行物の管理実施要領（補本装航第93号。10.12.8）

航空機用の機器等の国産化に関する業務実施要領（海幕航空第5682号。10.12.8）

海上自衛隊補給実施要領（補本装補第2072号。18.12.27）

#### 1.3.3 関連文書

関連文書は、次による。

- a) 製造図面
- b) 製造規格

- c) MIL規格
- d) NDS規格
- e) JIS規格
- f) 海上自衛隊航空機部品保管期限表
- g) 技術補給資料

## 2 製品に関する要求

### 2.1 一般的要求事項

この部品の製造にあたっては、この仕様書及び個別仕様書並びに**1.3**によるものとする。

なお、調達等の設計にあたっては、運用及び環境条件を考慮の上、調達品等が必要以上に複雑になることを避け、製作上最も経済的で、かつ、整備、修理、などが簡便・容易に実施できるように考慮するものとする。

### 2.2 エイジ・コントロール等

#### 2.2.1 エイジ・コントロール

エイジ・コントロールは、次による。

- a) 契約の相手方は、製造又は購入した合成ゴム部品等で、**MIL-STD-1523**のエイジ・コントロールが適用されているものについては、当該規定に基づきエイジ・コントロールを実施するものとする。
- b) 補給本部の定めた海上自衛隊航空機部品保管期限表に保管期限が指示された品目については、納入時に添付するストックタグに保管期限を記入するものとする。

#### 2.2.2 シェルフ・ライフ・コントロール

契約の相手方は、官給を受けた部品及び材料で、海上自衛隊航空部品保管期限表に保管期限が指示された品目については、当該規定に基づきシェルフ・ライフ・コントロールを実施するものとする。

### 2.3 製品の表示

契約の相手方は、次によりこの部品に表示をするものとする。

- a) この部品の使用目的を阻害したり、寿命等に悪影響を与えたりすることがなく、表示位置についても容易に見ることができるように配慮するものとする。
- b) 機能部品及び主組立品については、**NDS Z 8011**による銘板を使用するものとする。
- c) 前b)以外の部品については、できるだけ刻印、電気等による蝕刻、彫込み、鑄込み又はモールディングの方法によるものとする。
- d) 前c) 前d)により難しい又は適当でない場合は、ゴム印、ステンシル、帯状金属製タグ又はその他適当な方法によることができる。

### 2.4 品質管理

品質管理は、次のいずれかによる。

- a) **DSP Z 9000**（要求する品質管理は、**2.1**を選択する。）
- b) **DSP Z 9008**（要求事項は、**表1**の**a**による。）

## 3 品質保証

### 3.1 初回試験

#### 3.1.1 初回試験の実施

契約の相手方は、次の各号の一つに該当する場合、原則として初回試験を実施するものとする。

- a) 個別仕様書で、初回試験を要求されている場合
- b) この部品の品質確認に当たり、環境試験、耐久試験、破壊試験又は特別な施設を必要とする試験等で、長時間又は多額の費用を要するため契約ごとに行うことが合理的でないと認められる場合

- c) この部品に適用される仕様書又は規格等に、生産前試験，QUALIFICATION TEST又はPREPRODUCTION TEST又はこれに類する試験等が要求されている場合
- d) 従来の認定制度等で海上自衛隊が認定又は承認した品目は初回試験の品目として取り扱う。ただし、**防衛庁訓令第44号**に規定する指定品目を除く。

### 3.1.2 初回試験実施願書等の提出及び承認

契約の相手方は、初回試験の実施に先立ち初回試験実施願書及び初回試験要領承認願書にそれぞれ関係書類を添付して、監督官等の確認を得て契約担当官等に提出し承認を受けなければならない。ただし、次に該当する場合は、初回試験実施願書の提出を省略することができる。

- a) 個別仕様書で、初回試験を要求されている品目
- b) 個別仕様書の関連文書で、初回試験を要求されている品目
- c) 技術変更提案の承認により、初回試験を要求されたとき

### 3.1.3 初回試験の実施の省略

契約の相手方は、次の各号の一つに該当するものについては、試験の一部又は全部の実施を省略することができる。この場合、**3.1.2**に基づき提出する書類にその旨を記載するものとする。

- a) 初回試験又はこれに類する試験が、既に国の機関又はこれに準ずる機関において実施され又は承認され、かつ、有効と認められる場合
- b) 技術審査又は**防衛庁訓令第25号**に基づき試験が実施され、かつ、有効と認められる場合

### 3.1.4 初回試験完了の届出

契約の相手方は、初回試験を完了した場合、初回試験完了届出書1部を監督官等の確認を得て、要求元に提出するものとする。

### 3.1.5 初回試験完了品目の変更の届出

契約の相手方は、初回試験を完了した品目について、その後、部品番号、適用規格（仕様書及び図面等を含む。）、材料、製造方法、会社名等に変更がある場合は、変更届書1部を監督官等の確認を得て、要求元に提出するものとする。

### 3.1.6 再試験の実施

契約の相手方は、初回試験を完了した装備品について、次の各号の一つに該当し、かつ、再試験を実施する必要がある場合、再試験を実施するものとする。

- a) 装備品等の仕様書で要求された機能、性能等に影響を及ぼすような材料又は製造方法等（工場移転を含む。）の変更を行った場合
- b) 適用仕様書が修正又は改正され、装備品等の品質に関する要求条件が変更された場合
- c) 製品に品質が維持されているかどうか再評価する必要がある場合

### 3.1.7 初回試験完了品目の品質の維持

契約の相手方は、初回試験を完了した品目について、その後製造において、常に一定の品質の維持に努めるものとする。

### 3.1.8 初回試験完了品目の資料維持

契約の相手方は、初回試験要領及び試験成果を整理保管するものとする。

## 3.2 輸入部品等の受入検査

契約の相手方は、この部品に使用する輸入部品等の受入に当たり、**MHP-V-56016**により検査を実施するものとする。

## 3.3 監督・検査

監督及び検査は、契約担当官等の定める監督及び検査実施要領により実施する。

## 4 出荷条件

### 4.1 出荷条件

**2.2.1 b)**で保管期限が指示された品目を納入する場合は、官の検査日からさかのぼって1年以上に製造されたものでなければならない。

## 4.2 包装・表示

包装及び表示は、**MHP-V-62010**によるものとする。

## 5 その他の指示

### 5.1 官給品

#### 5.1.1 官給品

官給品は、個別仕様書のとおりとする。

#### 5.1.2 官給品の取扱等

官給品の取扱等については、次による。

- a) 官給品の取扱等は、**補本装補第2072号**に定めるところによる。
- b) 契約の相手方は、官給希望時期の1箇月前までに申請書により申請するものとする。
- c) 官給予定品目は、契約の相手方の申請書受理後、官給可能品目について、1か月以内に官給する。
- d) 官給品の官給場所は、原則として契約の相手方工場とする

#### 5.1.3 官給品の返還

契約の相手方は、監督官等の確認を得て次により、官給品を返還するものとする。

- a) 官給品のうち使用可能品は、所要の防錆及び包装を行うものとする。
- b) 官給品のうち要修理品は、必要かつ最小限度の防錆処置を行い、返還先補給部隊等までの輸送に耐える、必要かつ最小限度の包装を行うものとする。
- c) 返還に必要な梱包容器は、原則として官給品を使用するものとし、要すれば監督官等の確認を得て修理を実施するものとする。
- d) 返還の場所は、原則として官給した契約の相手方工場とする。

### 5.2 貸付品

#### 5.2.1 貸付品

貸付品は、個別仕様書のとおりとする。

#### 5.2.2 貸付品の取扱等

貸付品の取扱及び手続きは、**補本装補第2072号**に定めるところによるほか、次によるものとする。

- a) 契約の相手方は、監督官等の確認を得て、貸付品を希望する時期及び場所で無償貸付を受けることができる。
- b) 契約の相手方は、貸付希望時期の1か月前までに申請書により申請するものとする。
- c) 貸付予定品は、契約の相手方の申請書受理後、貸付可能品目について、1箇月以内に貸付ける。

#### 5.2.3 貸付品の返還

契約の相手方は、貸付品を返還する場合、監督官等の確認を得て、貸付元の補給部隊等に、次により返還するものとする。

- a) 返還にあたっては、使用可能な状態にして、所要の防錆及び包装をするものとする。
- b) 返還場所は、原則として貸付けた契約の相手方工場とする。

### 5.3 製造図面・製造規格・MIL規格・NDS規格・JIS規格等

契約の相手方は、この仕様書に定める作業に必要な製造図面、製造規格、**MIL**規格、**NDS**規格、**JIS**規格等の入手については、十分努力しなければならない。

### 5.4 部品番号等の変更

契約の相手方は、契約後、品名、部品番号等を変更する場合、**装備本部達第39号**により処理することができる。

### 5.5 承認用図面等

契約の相手方は、個別仕様書に承認用図面の提出を要求された場合、次のほか、**防衛庁装備本**

**部公示第1号**により処理するものとする。

- a) 契約後速やかに承認用図面3部を作成し契約担当官等の承認を受けるものとする。
- b) 既に承認を受けているものと同一である場合は、承認用図面の提出を省略することができる。
- c) 次の場合には、承認用図面に品質保証のための試験項目、方法等について記載するものとする。
  - 1) 適用する仕様書又は規格等に、環境試験、破壊試験等の要求がある場合
  - 2) 準用する規格等又は技術提携会社の仕様等に特定の試験要求がある場合
  - 3) その他特に必要な試験と認められる場合
- d) 承認用図面は、次のような構成とし、原則としてファイルに一括して綴じるものとする。
  - 1) 承認願書
  - 2) 目次
  - 3) 性能諸元表（図面審査の参考とするもので、様式等は適宜）
  - 4) 図面  
図面は次のものを作成するものとする。
    - 4.1) 組立図（部品欄は、入札及び契約心得 別冊その1の**3.3.2**によるものとする。）
    - 4.2) 部品組立図
    - 4.3) 銘板図
    - 4.4) その他（作製要領**3.3.1**の種類のうち必要と思われるものを適宜取捨選択するものとする。）
- e) 承認用図面が承認後、仕様書の変更等で承認事項を変更する必要がある場合又は仕様書の範囲内で契約の相手方が承認事項を変更する必要があると判断した場合には、遅滞なくその変更部分について、**5.5**に準じて契約担当官等の承認を受けるものとする。

## 5.6 形態管理

### 5.6.1 技術変更の提案

契約の相手方は、この部品の技術変更を、次により提案するものとする。

- a) 契約の相手方は、技術変更提案に際し機体、搭載装備品、地上支援器材、教育訓練用器材、関連整備用器材及び技術刊行物（以下、機体等という。）への影響について検討するとともに、要求元及び機体等に係る契約の相手方と事前に十分な調整を行うものとする。
- b) 契約の相手方は、機体等に係る契約の相手方が行う技術変更提案の内容について、総合的な検討を行うための調整に応ずるものとする。
- c) 契約の相手方は、この部品の製造に係る技術変更を提案する場合及び実施する場合は、**海幕装備第5622号**、**補本装航第91号**及び**補本装航第92号**により実施するものとする。
- d) 技術変更提案の様式は**DSP Z 9004**によるものとする。

### 5.6.2 技術変更の実施

契約の相手方は、監督官等の確認を得て技術変更が未実施のこの部品について、技術変更を実施するものとする。

## 5.7 国産化の提案等

契約の相手方は、この部品を構成する部品及び材料（以下、材料等という。）の国産化に関する提案をする場合には、**海幕航空第5682号**により処理するものとする。

## 5.8 類別原資料

類別原資料の作成等については、次による。

- a) 契約の相手方は、海上自衛隊ストックリストに記載されていない部品（設計変更等による部品番号等の変更を含む。）については、類別原資料を作成し、原則として部品納入の期限までに、順序を経て海上自衛隊補給本部に提出し、審査を受けて類別原資料受領書を受領し、契約担当官等に提出するものとする。
- b) 類別原資料の作成は、**防衛省訓令第53号**及び**次発装類第93号**によるものとする。

## 5.9 技術刊行物（取扱説明書等）の作成

技術刊行物（取扱説明書等）の作成については、次による。

- a) 契約の相手方は、個別仕様書に技術刊行物の作製について、要求がある場合、契約締結後速やかに技術刊行物の作製計画表を作成し、契約担当官等の承認を受けるものとする。
- b) 技術刊行物の作製は、**補本装航第93号**に基づき実施するものとし、作製後支部等を経由して海上自衛隊補給本部長に提出するものとする。

なお、提出に先立ち要求元の審査を受けるものとする。

#### 5.10 秘密保全

契約の相手方は、防衛秘密又は秘密の文書及び図面等の取扱いあるいは物品の製造、保管などを行う場合には、**防衛省訓令第38号**、**防衛省訓令第37号**又は**防衛省訓令第36号**に基づき、その取扱いに万全の注意を払わなければならない。

なお、複製等が必要な場合は、契約担当官等に申し出て承認を得た後でなければ行ってはならない。

#### 5.11 安全管理

契約の相手方は、飛行試験の実施又は危険物（火薬類、放射性同位元素類、毒物、劇物等）及び高压ガスの製造、取扱並びに公害の発生するおそれのあるものの取扱いについて、法で定められたものはそれに基づき、その他のものは適用仕様書又は規格等（契約の相手方が必要により定められた基準等を含む。）に基づき、適切な安全管理を実施しなければならない。

#### 5.12 C I P会議への参加

C I P会議への参加については、次による。

- a) 契約の相手方は、C I P会議への参加を個別仕様書で要求された場合、当該エンジンに係る技術員等を派遣する。
- b) 派遣員は、エンジン不具合情報に基づく改善対策等の調査研究成果及び最新の不具合発生状況及びC I P活動方針等に関する情報の収集等を実施する。
- c) 派遣員は、C I P会議終了後速やかに、内容をまとめて要求元に報告する。

#### 5.13 放射性同位元素に係る情報提供

契約の相手方は、**法律第167号**に基づき文部科学大臣に使用の許可又は届出が必要となる放射性同位元素を使用している場合、海上幕僚監部装備部航空機課及び要求元に放射性同位元素を使用している部品及び材料の名称、部品番号、製造会社（販売会社）、含有元素、含有線量、含有濃度等の情報提供を行うものとする。